

船橋に備え置いてください！

八戸港の地域的情報（参考）

- 1 八戸港の（河原木地区）の気象・海象の特性
 - ・当該海域は港口が北に開き、北方向の風浪が入る
 - ・年間を通じ、西南西の陸風が最も多きが、低気圧が八戸港の南を通過すると東～北よりの風が強吹するので注意
- 2 八戸港おける港則法に基づく勧告の発出基準（詳細は別表）
 - (1) 警戒勧告
 - ・台風 気象台から八戸市又は三八上北が台風の強風域に入る予報を発表した場合、又はそのおそれについて気象情報等により言及した場合
 - ・低気圧 気象台から八戸市又は三八上北に「暴風（雪）警報」が発表された場合、又は気象情報等により、同地区に「暴風（雪）警報」のおそれがある旨言及した場合
 - (2) 避難勧告
 - ・台風 気象台から八戸市又は三八上北が台風の暴風域に入る予報を発表した場合、又はそのおそれについて気象情報等により言及した場合
 - ・低気圧 気象台から八戸市又は三八上北に「暴風（雪）警報」が発表され、その予想風向が東寄り（北北東～東～南南東）の場合、また「波浪警報」が併せて発表された場合、若しくは気象情報等により、同地区に「暴風（雪）警報」及び「波浪警報」のおそれがある旨言及した場合
- 3 船舶のとりべき措置（勧告の内容から抜粋／詳細は別表）
 - (1) 警戒勧告

各船の船長又は船舶所有者は、自船の堪航性や係留場所並びに天候の状況及び推移に応じた対応策を策定して関係者と共有する。大型船等は避難勧告が発出された際に港外の安全な海域に避難が完了する対応策を策定する。
 - (2) 避難勧告

【大型船等】 暴風域外の安全な海域に避難 【旅客船】 運航基準に基づいた安全対策
【小型船】 陸揚げ又は係留強化 【工事作業船】 作業を中止し入港避難後、係留強化
【その他の船舶】 早期の他港湾への避難又は冲出し避難、係留強化、機関準備等
- 4 荒天等により錨泊が制限される海域



LNG ターミナル前面海域と八太郎北防波堤、中央第一防波堤に囲まれた海域において、低気圧、台風等による強風が予測される場合についてはLNGターミナルを中心とする錨泊自粛海域を設定する。

緊急連絡先	八戸海上保安部	0178-32-4691
	八戸船舶通航信号所	0178-33-3177
	八戸港管理所	0178-21-2280



各海域（港）最寄りの海上保安庁の事務所や地方運輸局で配布している走錨事故防止ガイドラインとともに、船橋に備え置いてください。

八戸港船舶「台風・低気圧」警戒体制表

別紙

区分	種類	発動の基準及び時期	解除の基準及び時期	船舶等がとる措置事項	備考
警戒 勧告	台風	青森地方気象台から「台風に関する青森県気象情報」等により、八戸市又は三八上北が当該台風の強風域に入る予報を発表した場合、又はそのおそれについて気象情報等により言及した場合	八戸港が台風の強風域に入るおそれが無くなった又は影響が軽微であると判断された場合	<p>各船舶の船長又は船舶所有者（運航者等も含む。）は、自船の堪航性や係留場所並びに天候の状況及び推移に応じた対応策（荷役・作業の実施の適否、陸揚げ、係留強化、沖出し等の具体的方針）を策定して関係者と共有する。</p> <p>なお、DWT5,000トン以上の船舶、外国船籍の貨物船又はタンカー、危険物積載船（以後、「大型船等」という。）、避難勧告が発出された際に港外の安全な海域に避難が完了する対応策を策定することを原則とし、その対応策については避難計画（別様式）にて、八戸港長に提出するとともに関係者と共有する。</p> <p>※ 避難計画を共有する等の関係者とは、船舶代理店、荷受人、岸壁管理者、曳船会社、水先人（出港時に必要な船舶に限る。）、その他自船の運航に関係する者を言う。（以下、同じ。）</p>	<p>発出時期が夜間・早朝になると予想される場合には、状況に応じて昼間において発出する。</p> <p>解除にあっては、当該時期に発出する。</p>
	低気圧	<p>青森地方気象台から、八戸市又は三八上北に『暴風（雪）警報』が発表された場合、又は同気象台から「低気圧に関する青森県気象情報（府県情報）」等により、同地区に『暴風（雪）警報』のおそれがある旨言及した場合</p> <p>※ただし、その予想風向が東寄りの風（北北東～東～南南東）の場合、又は『波浪警報』が併せて発表される場合は、八戸港の特性から港内の静穏度の悪化及び沖合いが極度の荒天が予想されるため、前広かつ慎重な対策が必要であること。また警戒勧告を発出せずに避難勧告を発出する場合があることに留意すること。</p>	左記『暴風（雪）警報』が解除された場合		
避難 勧告	台風	青森地方気象台から「台風に関する青森県気象情報」等により、八戸市又は三八上北が当該台風の暴風域に入る予報を発表した場合、又はそのおそれについて気象情報等により言及した場合	八戸港が台風の暴風域に入るおそれが無くなった場合又は台風の暴風域が通り過ぎた場合（強風域圏内に再び入った場合でも、警戒勧告の再発出はしない。）	<p>【大型船等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 避難計画（別様式）に従った措置を行うとともに、関係者及び八戸港長に対応策を速報する。 <p>【旅客船】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 運航基準に基づき安全対策をとる。 <p>【小型船】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 陸揚げ又は係留強化をする。 <p>【工事作業船】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 作業を中止し、入港避難後、係留強化をする。 <p>【その他の船舶】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 早期の他港湾への避難又は沖出し避難、係留強化、機関準備等の最善の措置をとる。 	<p>発出時期が夜間・早朝になると予想される場合には、状況に応じて昼間において発出する。</p> <p>解除にあっては、当該時期に発出する。</p>
	低気圧	青森地方気象台から、八戸市又は三八上北に『暴風（雪）警報』が発表され、その予想風向が東寄り（北北東～東～南南東）の場合、また『波浪警報』が併せて発表された場合、若しくは同気象台から「低気圧に関する青森県気象情報（府県情報）」等により、同地区に『暴風（雪）警報』及び『波浪警報』のおそれがある旨言及した場合	左記『暴風（雪）警報』及び『波浪警報』が解除された場合		

・ 避難計画の様式については、八戸海上保安部交通課（0178-32-4691）へお問い合わせください。